

ワクチン接種業務に従事する職員に手当を支給！！

9月2日、使用者からの情報提供で、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する職員への手当の支給が7月30日に学長裁定で決定されたことが明らかになりました。この手当は、大学病院で医療従事者等への先行接種が始まった3月16日から業務に従事した職員にも遡って支給されます。また、この手当の財源は、国からのコロナ関連補助金となっています。現在、支給に向けて最終確認が行なわれています。詳細は下記の学長裁定をご確認ください。

組合は、日々、コロナ禍の中で対応している職場の現状を集約し手当等を要求していきます。組合員の皆様、ご要望、ご意見等がありましたら組合事務所へお寄せください。

新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種(一般接種を含む)に従事する職員への
特殊勤務手当(防疫等作業手当)の特例について

令和3年7月30日
学 長 裁 定

職員(国立大学法人熊本大学職員就業規則第2条各号に規定する職員をいう。以下同じ。)が、新型コロナウイルス感染症による死亡者および重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的としたワクチン接種業務に従事したときは、国立大学法人熊本大学職員給与規則第22条の特例として当分の間、防疫等作業手当を支給する。

1 手当額等

対象	手当額	備考(業務内容等)
新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的としたワクチン接種を希望する学生及び教職員等に対し、接種業務その他学長が必要と認める作業に従事した職員	医師 看護師 薬剤師	3,000円/日 問診、ワクチンの注射、健康観察、ワクチン管理(ワクチンの解凍、シリンジへの充填を含む)
	事務職員等	1,500円/日 受付、接種記録、会場内誘導・案内、待機場での業務等

2 支給対象

令和3年3月16日から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務に従事する職員で、令和3年7月31日までに従事したのものについては、令和3年8月1日に現に在職する職員に限り手当を支給し、令和3年8月1日以降に従事するものについては、従事した月の翌月の給与支給日に手当を支給するものとする。

3 その他

この裁定の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

「お取り寄せスイーツの会」日程について

組合ニュース No. 3 にて10月27日(水)、28日(木)「お取り寄せスイーツの会」開催決定とお知らせしましたが、現在の感染状況等を鑑み、今後の熊本県のリスクレベルや感染状況により開催日を再検討することとなりました。開催を楽しみにいただいている皆様には大変申し訳ありませんが、改めてお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

組合ニュース	No. 6	熊本大学教職員組合医学部支部	
	2021.9.7	内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp	